

利用者が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするため、利用者支援の仕組みづくりや質の高いサービスの提供が求められています。

県は、人材の養成、サービスの評価など、適切なサービスの選択・利用を支援する仕組みを身近な地域に整備していきます。

---

## 1 サービス提供に係る人材の育成

---

### ○ 福祉の場で働く人材の確保

福祉人材の確保を図るため、愛知県社会福祉協議会に設置した福祉人材センターにおいて、福祉人材無料職業紹介事業の実施や、福祉の就職総合フェアの開催、福祉の仕事を希望する人への講習会などを引き続き実施します。

これに加え、障害のある人や高齢者など、社会的に配慮を要する人への思いやりの心を育て、あるいは福祉の場で介護に携わる人の仕事ぶりや魅力の発信に努めるとともに、小中学校及び高等学校等における障害及び障害のある人への理解の促進を図ることで、福祉の場で働く意欲のある人材の確保に努めていきます。

### ○ 相談支援専門員研修の実施

相談支援専門員はサービス利用計画の作成やモニタリング、地域移行・地域定着に向けた相談支援等を行うなど、重要な役割を担っていますので、養成研修により資質の向上及び量的確保を図っていきます。

### ○ サービス管理責任者等研修の実施

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく事業の実施に当たっては、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の配置が必要ですが、その資格取得のための研修受講のニーズに十分対応できていません。サービス管理責任者等はサービスの質の確保のため、利用者ごとの個別支援計画の策定や共通のアセスメント項目により利用者へのサービス内容の継続的な評価を行うことや、それらケアマネジメントプロセス全般に権利擁護及び虐待防止を図っていくなど重要な役割を果たしていますので、引き続き質の向上を図るとともに、研修定員の確保に努めていきます。

### ○ 福祉施設・事業所職員研修の実施

名古屋市及び中核市を除く福祉施設・事業所職員に対しては、愛知県社会福祉協議会に委託して、研修を継続的に行っています。また、平成23(2011)年度から開始した現任のサービス管理責任者向けの研修も引き続き実施していきます。今後も、

福祉を取り巻く制度改正やますます増加・多様化するニーズに的確に対応するための研修を実施し、質の高い福祉サービスを提供できる人材の養成を図っていきます。

○ 訪問系サービス従業者養成研修の実施

居宅介護従業者、同行援護従業者、重度訪問介護従業者、行動援護従業者等の各訪問系サービスの従業者養成研修については、それぞれの研修事業者を指定し、人材の養成を図っていきます。

○ 喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成

喀痰吸引等の業務を行う事業者や介護職員等に対し研修を行う機関の登録を行うことにより、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成を図っていきます。

○ 強度行動障害のある人への支援を行う人材の育成

自傷や他害行為に代表される著しい行動障害がある人に対して適切な支援が行えるよう、研修事業者を指定するなどして強度行動障害支援者養成研修を実施し、人材の養成を図っていきます。

○ 医療的ケア児等を支援するコーディネーターの育成（※）

医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携を行うため、市町村に配置するコーディネーターについて、養成研修を実施し、人材の育成を図っていきます。

○ 人材育成ビジョンの策定

国研修体系の見直しに合わせ、人材育成ビジョンを策定し、地域における人材育成体制の構築を図ります。

---

## 2 サービス提供事業者に対する第三者評価等

---

事業者の提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するのが、福祉サービス第三者評価です。

第三者評価は、事業者が必ず受審しなければならないものではありませんが、受審することによって、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上につなげることができ、また、評価を受けた結果が公表されることにより、利用者にとっても、適切なサービスの選択が可能となります。

県は、平成 16(2004)年 9 月に愛知県社会福祉協議会内に推進組織（愛知県福祉サービス第三者評価推進センター）を置き、障害福祉施設等の評価基準の作成や福祉サービス第三者評価機関の認証、評価調査者養成研修の実施など、事業の充実強化に取り組んでいます。

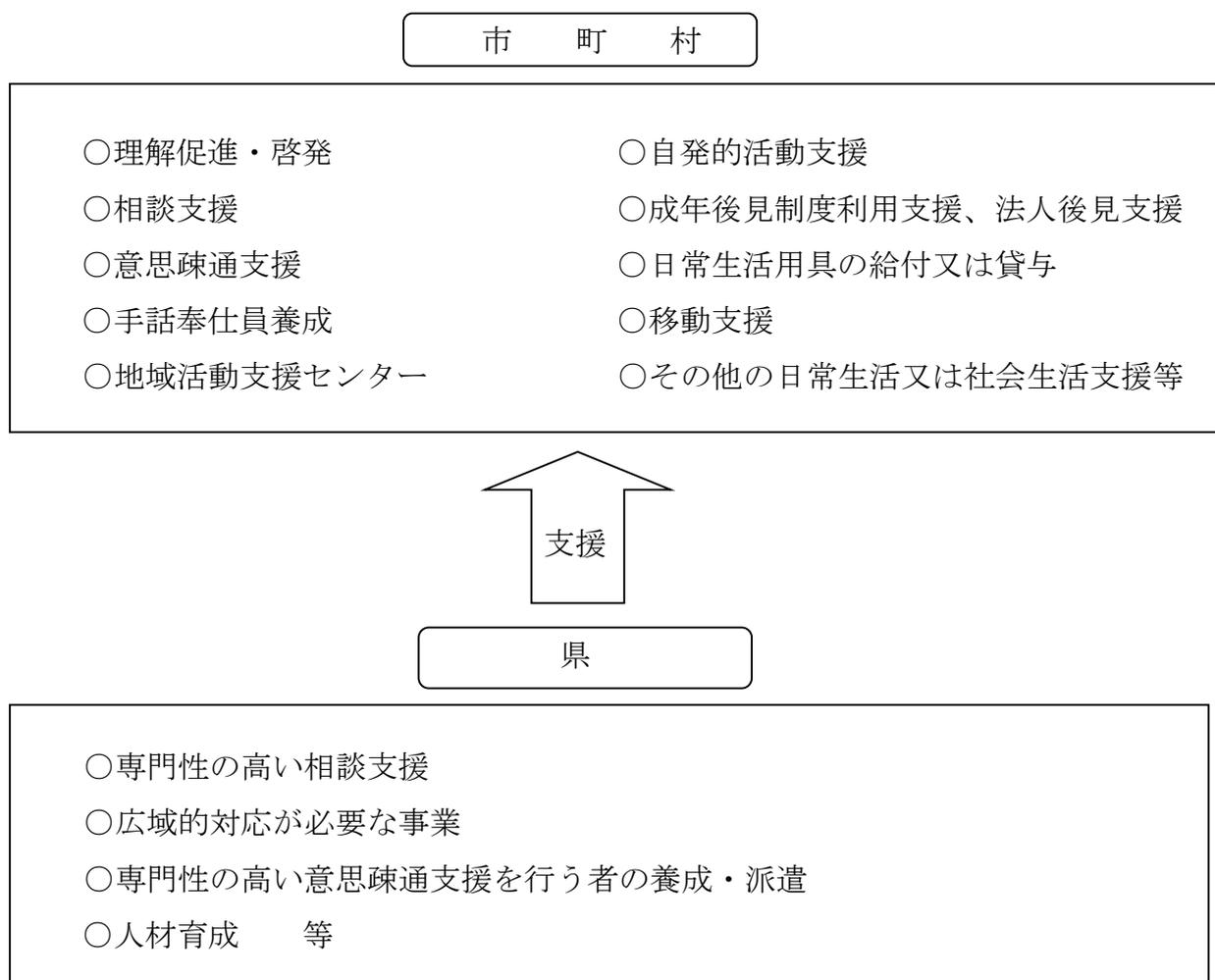
今後も、福祉サービスを受ける人の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、ホームページを活用して福祉サービス第三者評価制度の周知を行うとともに、指定事業者集団指導の場等で、制度の積極的な受審を促していきます。

これに加えて、平成 28(2016)年 6 月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害のある人が個々のニーズに応じて、良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要です。このため、県では、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者やその家族が当該制度を活用できるよう、普及及び啓発に取り組んでいます。

相談支援、意思疎通支援、移動支援などの地域生活支援事業は、障害のある人が安心して自立した地域生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が主体となって実施するものであり、広くその利用について周知をしていく必要があります。

都道府県の行う地域生活支援事業としては、特に専門性の高い相談支援事業、広域的な対応が必要な事業や指導者育成事業などを実施することとされていることから、県は、専門性・広域性の視点から、地域生活支援事業を展開していきます。

(図表 227)



## 1 専門性の高い相談支援事業

### (1) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害のある人に対する支援を総合的に行う拠点として、あいち発達障害者支援センターを設置し、相談支援（発達支援、生活支援、就労支援を含む）、人材育成、情報発信、普及啓発などを実施しています。

引き続き、本県では、あいち発達障害者支援センターを中心として、発達障害のある人とその家族等に対する相談支援などの直接的支援はもとより、各ライフステージにおける支援者の育成を行うとともに、生涯を通じて切れ目のない支援がなされるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等各分野の関係機関との連携強化に努めるとともに、市町村の支援体制を支援し、障害児等療育支援事業とも連携を図りながら、重層的な支援体制整備を進めていきます。

また、市町村が配置した発達障害支援指導者とともに、「愛知県発達障害者支援試行事業」で開発した「地域支援プログラム」及び「家族支援プログラム」を活用しながら、市町村の支援体制の強化に努めていきます。

なお、事業の推進に当たっては、名古屋市発達障害者支援センターと連携を図り、実施していきます。

(図表 228)

事業名等	30年度見込		31年度見込		32年度見込	
	実施 か所数	実利用 見込者数	実施 か所数	実利用 見込者数	実施 か所数	実利用 見込者数
発達障害者支援 センター運営事業	1か所	1,400人	1か所	1,400人	1か所	1,400人

### (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

平成18(2006)年10月から、名古屋市総合リハビリテーションセンターを県内の支援拠点機関として指定し、高次脳機能障害及びその関連障害のある人に対する専門性の高い相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を実施しています。特に地域支援ネットワークにおいては、相談支援事業者との連携を強化し、地域で高次脳機能障害のある人を支える仕組み作りに取り組んでいきます。引き続き、名古屋市総合リハビリテーションセンターを拠点に、高次脳機能障害及びその関連障害のある人の支援を進めていきます。

(図表 229)

事業名等	30年度見込		31年度見込		32年度見込	
	実施 か所数	実利用 見込者数	実施 か所数	実利用 見込者数	実施 か所数	実利用 見込者数
高次脳機能障害及び 関連機能障害支援普及 事業	1か所	650人	1か所	650人	1か所	650人

注：実利用見込者数は、名古屋市総合リハビリテーションセンターにおける相談支援実人員を計上

### (3) 障害児等療育支援事業

障害のある子どもへの相談支援は、児童相談センターで実施するとともに、在宅での療育に関する相談、指導について、県内 13 か所の支援・拠点施設において、障害児等療育支援事業を実施しており、引き続き、発達障害者支援センター運営事業や相談支援事業所等とも連携を図りながら、地域で安心して生活できるよう市町村における総合的な支援体制整備を進めていきます。

また、在宅の障害児等の地域生活を支えるため、身近な地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等への療育上の指導や助言を充実していきます。

(図表 230)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
障害児等療育支援事業 (実施見込か所数)	13 か所	13 か所	13 か所

### (4) 障害者就業・生活支援センター運営事業

知事が指定する社会福祉法人等が運営主体となって、就労支援と生活支援を専門に担当する職員を 12 か所の障害者就業・生活支援センターに配置し、職場定着が困難な障害のある人等に対し、就業や日常生活上の相談支援を実施し、障害のある人に対する、地域における就業面及び生活面での一体的な支援を推進していきます。

なお、人口規模（障害者数）の大きな圏域については、その人口の動向を踏まえつつ、体制の強化について検討していきます。

◆設置状況（平成 29 年 4 月 1 日現在） ＊括弧内は、活動地域

- ① 豊橋障害者就業・生活支援センター（東三河南部及び北部圏域）
- ② 知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」（知多半島圏域）
- ③ なごや障害者就業・生活支援センター（名古屋・尾張中部圏域）
- ④ 西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪」（西三河南部東圏域）
- ⑤ 尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」（尾張西部圏域）
- ⑥ 尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」（尾張北部及び中部圏域）
- ⑦ 尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」（尾張東部圏域）
- ⑧ 西三河北部障がい者就業・生活支援センター（西三河北部圏域）
- ⑨ 海部障害者就業・生活支援センター（海部圏域）
- ⑩ 東三河北部障がい者就業・生活支援センター「ウィル」（東三河北部圏域）
- ⑪ 尾張中部障害者就業・生活支援センター（名古屋・尾張中部圏域）
- ⑫ 西三河南部西障がい者就業・生活支援センター（西三河南部西圏域）

(図表 231)

事業名等	30年度		31年度		32年度	
	実施か所数	実利用見込者数	実施か所数	実利用見込者数	実施か所数	実利用見込者数
障害者就業・生活支援センター運営事業	12 か所	7,600 人	12 か所	8,300 人	12 か所	9,000 人

注：実利用見込者数は、登録者数について計上

## 2 広域的な支援事業

### (1) 相談支援体制整備事業

相談支援に関し圏域（名古屋市を除く 11 圏域）を担当するアドバイザー及び専門アドバイザーを設置し、市町村や地域の相談支援事業者からの要請に基づき、地域でのネットワーク構築に向けた指導・調整や地域単独では対応困難な事例や専門分野に係る助言、基幹相談支援センターの設置に向けた助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導など広域的な支援を行うことにより、引き続き相談支援体制の充実を進めていきます。

(図表 232)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
相談支援体制整備事業 (実アドバイザー見込者数)	11人	11人	11人

### (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

#### ア 精神障害者地域精神保健福祉推進協議会

精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、地域の行政機関、福祉サービス事業者、精神障害者家族会等で構成される地域精神保健福祉推進協議会を開催し、精神障害のある人の地域生活移行支援に係る体制整備に努めます。

(図表 233)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
精神障害者地域精神保健福祉推進協議会（開催見込数）	保健所で年1回	保健所で年1回	保健所で年1回

#### イ ピアサポートの活用

社会の偏見が依然少なくない精神障害のある人にとっては、同じ悩み・苦しみを経験したピア（仲間）の存在と助言は大きな意味を持っています。

当事者が経験に基づく支援を充実する観点や、精神障害のある人が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーターを育成するとともに、ピアサポートの積極的な活用に努めます。

また、障害のある人を身近で支える家族ならではの経験を活かして、精神障害のある人やその家族の相談に対応する家族ピアサポート相談を実施していきます。

(図表 234)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
ピアサポート従事者見込数 (ピアサポーター養成研修受講者見込数【当事者】)	30人	30人	30人
家族ピアサポート相談見込件数	230件	240件	250件

### ウ アウトリーチ訪問支援事業

アウトリーチやACT（アクト）に関する理解を深めるため、医療福祉関係者及び一般市民へのアウトリーチの普及啓発に努めるとともに、精神科医療の必要な未受診者や、治療中断者、ひきこもり状態にある精神障害者に対してACT等を含め多職種による包括的な支援体制の確立を図ります。

(図表 235)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
アウトリーチチーム設置見込数（ACT含む）	2チーム	2チーム	2チーム

注：各年度末時点の数

### エ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

災害、事故等においては、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を始めとする様々な心理的な反応が生じることから、専門的なケアが必要です。

災害時等の緊急時において、専門的な心のケアに関する対応や被災によって失われた精神科病院機能への支援が円滑に行われるよう、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備していきます。

(図表 236)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
災害派遣精神医療チーム体制整備事業 (運営委員会開催見込数)	1回	1回	1回

### (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

本県では、発達障害がある人へのライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援体制整備推進協議会」（発達障害者支援法第 19 条の 2 第 1 項に規定する発達障害者支援地域協議会）を平成 17(2005)年 7 月に設置し、支援体制の充実に向け、協議を行っており、引き続きしっかりと取り組んでいきます。

<再掲 104 ページ参照>

(図表 237)

事業名等	30 年度見込	31 年度見込	32 年度見込
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業（開催見込数）	3 回	3 回	3 回

## 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣

### (1) 手話通訳者養成研修事業

聴覚障害のある人の自立と社会参加を図るために、身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解し、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成する研修を実施していきます。

(図表 238)

事業名等	30 年度見込	31 年度見込	32 年度見込
手話通訳者養成研修事業 (実養成講習修了見込者数(登録見込者数))	226 人	266 人	306 人

### (2) 手話通訳者派遣事業

聴覚障害のある人の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に手話通訳者を派遣していきます。

(図表 239)

事業名等	30 年度見込	31 年度見込	32 年度見込
手話通訳者派遣事業（実利用見込件数）	117 件	157 件	197 件

### (3) 要約筆記者養成研修事業

中途失聴者、難聴者の自立と社会参加を図るために、要約筆記者を養成する研修を実施していきます。

(図表 240)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
要約筆記者養成研修事業 (実養成講習修了見込者数(登録見込者数))	110人	150人	190人

### (4) 要約筆記者派遣事業

中途失聴者、難聴者の自立と社会参加を図るために、市町村域を超える広域的な派遣や複数の市町村住民が参加する会議や講演等に要約筆記者を派遣していきます。

(図表 241)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
要約筆記者派遣事業(実利用見込件数)	85件	95件	105件

### (5) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者通訳・介助員を養成する研修を実施していきます。

(図表 242)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (実養成講習修了見込者数(登録見込者数))	156人	196人	236人

### (6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を実施していきます。

(図表 243)

事業名等	30年度見込	31年度見込	32年度見込
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (実利用見込件数)	1,450件	1,600件	1,750件

## (7) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業（※）

失語症者の自立と社会参加を図るために、失語症者向け意思疎通支援者を養成する研修を実施していきます。

## (8) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

手話通訳者及び要約筆記者の市町村域を越えた派遣が市町村において適切に実施されるよう、市町村相互間の連絡調整を行います。

---

## 4 人材育成等その他の事業

---

### (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業

障害者給付に係る認定調査等に従事する人を対象に、必要な知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るため、障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修を実施していきます。

### (2) 相談支援従事者等研修事業

精神障害の理解促進や平成 27(2015)年度から障害福祉サービスを申請する全ての人にサービス等利用計画の作成が必要となったことに伴い、これから相談支援事業等に従事する人を対象に、相談支援従事者初任者研修を実施し、必要な知識・技能を習得させ、相談支援専門員の量的確保を図ります。

また、相談支援専門員を対象に、資質の向上を図るため相談支援従事者現任研修を実施するとともに、より一層の専門性を図るための専門コース別研修を実施していきます。

【初任者研修目標修了者数 年 400 名、現任研修目標修了者数 年 200 名】

### (3) サービス管理責任者等研修事業

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画作成、サービス内容の評価等を行うため配置されるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の養成研修を実施していきます。

【目標養成者数 サービス管理責任者 年 650 名／児童発達支援管理責任者 年 400 名】

### (4) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

身体障害者相談員及び知的障害者相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るために、相談員を対象に研修を実施していきます。

【身体、知的 年 1 回開催】

## (5) 視聴覚障害者情報提供施設運営事業

昭和 43 (1968) 年 10 月から明生会館を設置、平成 27 (2015) 年 4 月からはあいち聴覚障害者センターを設置し、視覚障害や聴覚障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示や他人との意思疎通ができるように、個々の障害に対応した支援の充実を図ることで、情報のバリアフリー化を進めていきます。

## (6) 盲人ホーム事業

自営又は雇用されることが困難な、あんま師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害のある人に対し、活動施設の提供と必要な技術の指導を、県盲人福祉連合会に委託し、実施してまいります。【実施場所：明生会館盲人ホーム 定員 20 名】

## (7) 障害者社会参加促進事業

障害のある人の社会参加と自立を促進するために、次の社会参加促進事業を実施してまいります。

### ア 情報支援等事業

(点字即時情報ネットワーク事業、字幕入り映像ライブラリー事業 等)

障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な人に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図ってまいります。

### イ 障害者 I T 総合推進事業

障害のある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者 I T サポートセンターを拠点として、各 I T 関連事業を総合的かつ一体的に実施し、I T を活用して障害のある人の社会参加を一層促進してまいります。

### ウ 生活訓練事業 (音声機能障害者発声訓練事業、オストメイト社会適応訓練事業等)

障害のある人の生活の質的向上を図るために日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

### エ 身体障害者補助犬育成事業

障害のある人の社会活動及び自立更生に役立つ補助犬の無償貸与を図るために、補助犬の育成費を助成してまいります。

### オ 社会参加促進事業

障害のある人の社会参加を一層促進するため、社会復帰促進事業 (社会復帰促進講習会等)、広報普及啓発事業、手話奉仕員指導者養成研修事業、点訳・音訳奉仕員養成研修事業等を実施してまいります。

## カ あいちアール・ブリュット推進事業

障害のある人の芸術活動への参加を通じて、障害のある人の社会参加の促進を図るとともに、県民の理解と認識を深めるため、作品展や舞台・ステージ発表等の障害者アーツ展を開催するとともに、芸術大学の教員等が県内の障害者支援施設等を訪問し、創作活動等を行う出前講座を開催していきます。

## キ スポーツ振興事業

身体、知的、精神障害者のスポーツ大会開催事業、全国障害者スポーツ大会への選手派遣事業等を実施していきます。

また、スポーツを楽しむ障害のある人を増やしていくとともに、既に障害者スポーツに取り組んでいる障害のある人のレベルアップを図るため、パラリンピック競技種目を中心に愛知県にゆかりのあるトップレベルの指導者・選手等による講演会及び実技指導を引き続き実施していきます。

こうした地域生活支援事業のほか、本県ゆかりの障害のある人が参加する全国規模のスポーツ大会や世界規模のスポーツ大会の周知に努めます。

さらには、世界規模のスポーツ大会の入賞者等に対して、愛知県障害者スポーツ顕彰を授与していきます。

## 【主な全国規模のスポーツ大会について】（図表 244）

### ◆全国障害者スポーツ大会

平成 13 年度から、それまで別々に開催されていた身体障害のある人と知的障害のある人の全国スポーツ大会が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されています。

また、平成 20 年度から、精神障害のある人のバレーボール競技が正式種目に加わり、全国の身体、知的、精神に障害のある人が一堂に会して開催される大会となっています。

本大会は、障害のある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に、当該開催都道府県で行われています。

なお、平成 29 年度の第 17 回大会は愛媛県で開催され、次回の第 18 回大会は福井県で開催される予定です。



### ◆全国ろうあ者体育大会

本大会は、聴覚に障害のある人が、スポーツを通じて技を競い、健康な心と体を養い、自立と社会参加を促進することを目的として、昭和 42 年度から開催されており、夏季大会と冬季大会があります。

平成 29 年度の第 51 回夏季大会は静岡県で開催され、次回の第 52 回大会は埼玉県で開催される予定です。

### ◆ジャパンパラ競技大会

競技力の向上と国際大会へ派遣する選手の選考を目的とした本大会は、平成 3 年度から陸上競技と水泳、5 年度からスキー、26 年度からウィルチェアーラグビー、ゴールボールの大会が各々開催されています。

陸上競技、水泳及びスキーの大会には、身体障害のある人と知的障害のある人、また、ウィルチェアーラグビー、ゴールボールの大会には、身体障害のある人が参加しています。

資料：内閣府「平成 28 年版障害者白書」をもとに愛知県健康福祉部作成

## 【主な国際規模のスポーツ大会について】(図表 245)

### ◆パラリンピック

オリンピックの直後に当該開催地で行われる、障害者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。

次回、夏季大会は2020年に東京での開催が決定されています。東京パラリンピックでは、陸上や車いすテニス、ボッチャなどの競技に加え、バドミントンとテコンドーが追加され、全22競技537種目が行われます。

### ◆デフリンピック

4年に一度行われる、聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。

設立当初は、「国際ろう者競技大会」という名称でしたが、国際オリンピック委員会の承認を得て、2001年より現名称となりました。これは、「ろう者(Deaf)+オリンピック(Olympics)」の造語で「ろう者のオリンピック」という意味を持つものとされています。

### ◆スペシャルオリンピックス世界大会

4年に一度行われる、知的発達障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。

本大会は、順位は決定されるものの最後まで競技をやり遂げた選手全員が表彰されるといった特徴があります。

### ◆アジアパラ競技大会(旧フェスピック競技大会)

アジアパラリンピック委員会が主催するアジア(中東地域を含む。)地域最大の障害のある人の総合スポーツ大会です。

日本の呼びかけにより、1975年より、9回にわたり開催されてきたフェスピック競技大会を前身としています。

資料：内閣府「平成28年版障害者白書」をもとに愛知県健康福祉部作成

障害のある人が安心して適切にサービスを選択・利用できるようにするためには、サービスの提供体制の整備や人材の養成、質の高いサービスの提供等に加え、サービスを利用しやすい環境の整備が必要になります。

本県では、障害のある人の権利擁護や差別の解消の推進、障害のある人の意思決定支援の促進等を通じて、こうした環境の整備を進めていきます。

---

## 1 障害のある人の権利擁護

---

平成24(2012)年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」)が施行されました。

障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置くなどの必要な体制を整備するとともに、従業者に対して、研修を実施するなどの措置が求められています。

また、県は愛知県障害者権利擁護センターを、市町村は市町村障害者虐待防止センターを中心として、関係団体とのネットワークを構築し、虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止に努める体制を整備するとともに、市町村は虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害のある人の安全の確認や事実確認ができる体制を整備することが必要です。

さらに、判断能力が不十分な障害のある人を保護し、支援する成年後見制度の活用も求められているところです。

本県では、障害のある人への虐待の防止のみならず、人権侵害や様々な不利益や不都合な環境をなくすとともに、障害のある人の諸権利の擁護について、次のような取組を積極的に進めていきます。

### ○ 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

相談支援事業所職員、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等の管理者及び従業者等を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、障害者虐待防止、権利擁護等の専門的知識を有する人材の確保と資質の向上を図っていきます。

### ○ サービス事業者に対する指導・監督

障害者総合支援法及び児童福祉法では、障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者並びに障害者支援施設及び障害児入所施設の設置者、(特定・障害児・一般)相談支援事業者は、障害のある人の人格を尊重するとともに、虐待の防止のための措置を講じなければならないと規定されています。

本県では、サービス事業者等に対し、虐待の防止の取組、身体拘束の禁止など法令等で定められた事業運営の基準を遵守させるとともに、良質な事業者を育成し適正な障害福祉サービス等の提供が図られるよう、継続かつ定期的に指導・監督を行っていきます。

また、事業者において虐待が行われた場合には、障害者虐待防止法に基づき、関係法律に基づく適切な権限の行使を行い、速やかに適切な措置を講じます。

#### ○ 市町村に対する助言・指導

障害者総合支援法は、市町村の責務として、障害のある人に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うこと、その他障害のある人の権利の擁護のために必要な援助を行うことを規定しています。

また、障害者虐待防止法では、特に家庭内における虐待の防止について、市町村が大きな役割を担うこととされています。

本県では、市町村が行う相談支援事業が、協議会を活用すること等により、適切に実施され、障害のある人の権利が擁護され、虐待の未然防止につながるよう、必要な助言・指導を行っていきます。

#### ○ 適切な苦情解決

各事業所は苦情の迅速かつ自主的な解決を目指すため、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員を配置することとなっています。

また、愛知県社会福祉協議会には、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査、あっせん、県知事への通知を行うことを役割とする運営適正化委員会が設置されています。

適切な苦情解決は、福祉サービスに対する満足度の向上や虐待防止に資することから、本県では今後も、サービス提供事業者等に対する継続かつ定期的な指導・監督を行うとともに、運営適正化委員会についてリーフレットを作成し周知を行うなど、その実効性の強化を図っていきます。

#### ○ 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用等権利擁護の推進

平成 11(1999)年 10 月から、愛知県社会福祉協議会において、知的障害や精神障害などで判断能力に支援を要する人の権利擁護に資することを目的として、利用者との契約に基づき、福祉サービスや苦情解決制度の利用の援助、日常的金銭管理などを行う日常生活自立支援事業が実施されています。

また、平成 12(2000)年には、知的障害や精神障害などで判断能力が不十分な人を保護し、支援する成年後見制度が創設されました。

平成 22(2010)年の障害者自立支援法の改正では、この成年後見制度の利用支援事業が、市町村の実施する地域生活支援事業の必須事業へ格上げされました。

さらに、平成29(2017)年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「促進法」という。)が施行され、平成29(2017)年3月には促進法に基づき、成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)が閣議決定されました。

基本計画では、成年後見制度等の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等が示され、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善(財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視、利用者の個別ニーズを踏まえた周知活動・相談対応の強化等)、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり(チームによる本人の見守り、後見人等担い手の育成等)、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和等がポイントとして挙げられました。

本県では、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、家庭裁判所及び法律専門職団体とも連携し、相談支援従事者、市町村職員、福祉サービス従事者等を対象に研修会を開催し、成年後見制度の普及啓発や成年後見センターの未設置地域での設立、成年後見センターと市町村等との連携強化を支援し、障害のある人の権利擁護を図っていきます。

---

## 2 意思決定支援の促進

---

障害者総合支援法では、第1条の2「基本理念」において、障害のある人本人が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を記載し、同法において、相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者等(以下「事業者等」という。)に対し、障害のある人の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定するなど、意思決定支援を重要な取組として位置付けています。

ノーマライゼーション理念の浸透や障害のある人の権利擁護が求められる中で、障害のある人の自己決定の尊重に基づいて支援することが重要となりますが、自己決定が困難な障害のある人に対する支援の枠組みや方法等について必ずしも標準的なプロセスが示されていなかったことを踏まえ、国は、サービス事業者等が障害のある人の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資するための「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を平成29(2017)年3月に策定しました。

本県では、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の研修及び事業者への集団指導等の機会を通じて、事業者等や成年後見の担い手を含めた関係者に対して、当該ガイドラインの普及を図り、県内の事業者等における意思決定支援の質の向上に取り組んでいきます。

## 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

### 趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 今般、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするもの。

### 定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるように支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

### ○ 意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

#### 本人が自分で決定できるよう支援

- ・ 自己決定に必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが必要

(例えば選択肢を絞ったり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにするなどの障害特性に応じた情報提供)。

自己決定が困難な場合

#### 意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント
  - ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子を観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・ 体験を通じた選択の検討 等

#### 意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

#### 意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録の  
フィードバック

### 3 芸術文化活動支援による社会参加等の促進

芸術文化活動は、障害のある人の社会参加と自立の促進はもとより、作品の創作や鑑賞を通して、障害の有無を越えた交流の機会となり、障害に対する理解を促進することにつながります。

本県では、平成 26(2014)年度より、県内の障害のある人の美術・文芸作品を公募・展示する「あいちアール・ブリュット展」を開催するとともに、芸術大学の教員等が障害者支援施設等を訪問し、施設利用者とともに創作活動を行う出前講座を実施することにより、芸術活動に触れる機会を提供するなど、障害のある人の芸術文化活動の推進を図っています。

平成 28(2016)年 12 月には、第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会を開催し、美術・文芸作品展、舞台・ステージ発表、交流イベントなどを通して、障害のある人の芸術文化活動を、全国に向けて発信しました。来場者 59,062 人、公募作品 803 点、舞台・ステージ発表 60 団体と過去最大規模となり、大きな盛り上がりを見せた大会となりました。多くの方に障害のある人の芸術文化活動の意義と作品の素晴らしさを広く知っていただくことができ、あいちアール・ブリュットの取組が定着してきました。

また、平成 29(2017)年度からは、全国大会の成果を継承し、全国大会を通して築いたネットワークやノウハウを生かし、福祉や芸術の関係者に加え、企業やボランティア等、幅広い分野の関係者に参加・協力をいただきながら、これまでの「あいちアール・ブリュット展」を拡大展開し、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」として開催しています。従来からの美術・文芸作品展に加え、全国大会の成果を受け継ぐ舞台・ステージ発表、障害のある方の芸術活動の意義と作品の素晴らしさを広く知っていただけるよう講演会を実施しています。

さらに、全国大会を機として、「あいちアール・ブリュット」の取組は、福祉や芸術分野を越えて、企業との連携や雇用分野にも取組が広がっています。

県内において、障害のある人の作品がボックスティッシュやカレンダーといった企業ノベルティグッズのデザインに取り入れられたり、「あいちアール・ブリュット展」をきっかけとして企業の広報部門への就職に繋がった事例等も増えています。こうした事例は全国で例がないことから、障害のある方の自立を応援するための愛知モデルとして、全国に向けて積極的に発信していきます。

障害のある人の芸術活動は、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、機運が一層高まっています。障害のある方の社会参加と自立の促進、障害に対する理解促進のため、引き続き、作品展示や舞台発表、出前講座の開催に加え、新たに障害のある人の芸術文化活動を支援する人材の育成にも取り組む(※)など、障害のある人の芸術文化活動を推進していきます。

## あいちアール・ブリュット ～ゲイジュツのチカラ～（図表 247）

### \* あいちアール・ブリュット障害者アーツ展 \*

「あいちアール・ブリュット」は、障害のある方の芸術・文化活動を通じて、障害のある方の社会参加と障害への理解が深まり、障害の有無を越えた交流が広がることを目指す取組です。

始まりは、平成 26 年の「あいちアール・ブリュット展」。県内の障害のある方から公募したアート作品の作品展です。公募点数は年々増加し、平成 29 年は 670 点。いずれも、個性豊かな素晴らしい作品ばかりで、会場の名古屋市民ギャラリー矢田の展示室には、作品のもつエネルギーがあふれます。また、審査により選ばれた優秀作品を紹介する「優秀作品特別展」を開催しています。



平成 29 年からは、「第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」（平成 28 年 12 月）の成果をうけて、舞台・ステージ発表を充実し、「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」として開催しています。あわせて、出前講座にもダンスの講座を開設し、リオパラリンピック閉会式にも出演した義足のダンサー、大前光市さんと共演して、その成果を披露しました。



ロゴマーク「ゲイジュツのチカラ」（込められたおもい）

芸術には、作る人・見る人、そして障害のある人・ない人の心を変える大きなチカラがある。そのチカラは、お互いを認め合うボーダーのない社会への推進力になる。

### \* 雇用分野への広がり \*

あいちアール・ブリュットの取組は、福祉や芸術分野を超えて、雇用分野にも広がっています。

平成 28 年 5 月、県内の障害のある方お二人が、「絵を描くこと」を仕事として、一般企業に就職（在宅勤務）されました。在宅勤務なので、オフィスや店舗に出勤するのではなく、自宅で創作活動に取り組まれています。

きっかけは、「あいちアール・ブリュット展」。障害者雇用に取り組む企業



「潮風の休日」  
森祥平((株)ほていや)



「あそぼー」  
青山典生(セリオ株)

からの相談をうけ、ハローワーク名古屋中と本県が連携して、「絵を描くこと」での採用を提案したところ、「あいちアール・ブリュット優秀作品特別展」で実際の作品を見て、採用が決まりました。

平成 29 年には、「第 16 回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」の開催、報道等により事例が広がり、これまでに 9 人（平成 30 年 2 月 1 日現在）の方が就職されています。

就職後は、作品の幅が広がったり、創作時間が長くなったりと、皆さん、絵を描くことが「仕事」になった自覚をしっかりと持って、創作活動に取り組まれているそうです。

絵を描くことが、障害のある方の自立につながる。ゲイジュツのチカラの大きさを感じます。



「カエルの楽園」  
戸苅宏二((株)ネクステージ)



「バイソンバッファロー・ブラッチャークロサイ」  
磯崎亮(株)川本第一製作所)

---

## 4 障害を理由とする差別の解消の推進

---

障害や障害のある人への誤解や偏見などにより、障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会への参加を制限している社会的障壁が今なお存在しています。

我が国は、平成 19(2007)年に障害者権利条約に署名して以来、平成 23(2011)年の障害者基本法の改正、平成 24(2012)年の障害者虐待防止法の施行、平成 25(2013)年度の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定など、障害のある人等の権利擁護に関する国内法の整備を進め、平成 26(2014)年 1 月に障害者権利条約を締結しました。

障害者差別解消法では、障害のある人が、障害を理由として不当な差別的取扱いを受けたり、合理的配慮を受けることができない状況を解消するため、障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化したものであり、平成 28(2016)年 4 月から施行されています。

そのような状況下で、本県は、障害者差別解消法の趣旨を広く県民に周知し、差別解消への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的に、基本理念を定め、その下に県・県民・事業者の責務を明らかにした「愛知県障害者差別解消推進条例」を平成 27(2015)年 12 月に制定しました。なお、条例では附則で、施行後 3 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとしています。

引き続き、障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例に基づき、障害の有無にかかわらず共に暮らせる「全ての人々が輝き、活躍する愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消の推進を図るとともに、地域での生活を希望する障害のある人が安心して暮らすことができるよう、県では、次のような取組を進めています。

### ○ 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

差別は、教育、医療、公共交通、行政の活動など、幅広い分野で発生する可能性があることから、既存の相談窓口すべてで対応するとともに、県福祉相談センター 7 か所、県精神保健福祉センター、障害福祉課の広域相談窓口において、市町村の相談業務を専門的、技術的に支援していきます。

### ○ 障害者差別解消支援地域協議会の開催

障害者差別解消法では設置は任意となっていますが、愛知県障害者差別解消推進条例で設置を義務付けた「障害者差別解消支援地域協議会」に位置付けている「愛

知県障害者虐待防止・障害者差別解消協議会」(平成27(2015)年12月設置)の開催を通じて、関係機関間で必要な情報の交換、相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を行い、それぞれの役割に応じた取組を行います。

また、県内の全ての市町村において地域協議会が設置されるよう、県内市町村の取組状況を整理し、未設置市町村に対しては設置を働きかけていきます。

#### ○ 障害者差別解消調整委員会の開催

不当な差別的取扱いを受けた障害のある人からの求めにより、知事が事業者への助言、あつせん、指導等を行うに当たり、必要に応じて、「愛知県障害者差別解消調整委員会」を開催し、意見聴取を行っていきます。

#### ○ 職員対応要領の制定

障害者差別解消法では努力義務とされていますが、県が事務事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の禁止に関して職員が遵守すべき要領(職員対応要領)を平成27(2015)年12月に制定しました。引き続き、その遵守を通じて、県が率先して障害を理由とする差別の解消に取り組めます。

#### ○ 啓発活動

障害を理由とする差別の解消について、県民の関心と理解を深めるため、県のホームページやリーフレット等の広報媒体を活用した普及啓発などを行うとともに、県政お届け講座や、NPO等からの企画提案により実施する啓発事業を行っていきます。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法(平成 25 年法律第 65 号)) の概要

### 障害者基本法 第 4 条 基本原則 差別の禁止

#### 第 1 項

#### 障害を理由とする差別等の 権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

#### 第 2 項

#### 社会的障壁の除去を怠る ことによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

#### 第 3 項

#### 国による啓発・知識の普及 を図るための取組

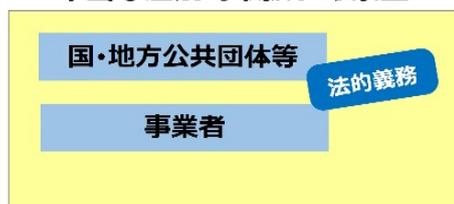
国は、第 1 項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### 具体化

<考え方> 行政機関等及び事業者に対し、障害者差別解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促す。

### I. 差別を解消するための措置

#### 不当な差別的取扱いの禁止



#### 合理的配慮の提供



#### 具体的な対応

- 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
  - 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定 ※地方の策定は努力義務  
事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定
- 実効性の確保**
- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告  
※繰り返し権利侵害に当たるような差別が行われ、自主的な改善を期待することが困難である場合など。  
※主務大臣の権限は政令の定めにより、地方公共団体の長などに委任できる。

### II. 差別を解消するための支援措置

#### 相談・紛争解決

●相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実（国、県、市町村）

#### 地域における連携

●障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携（任意設置）（国、県、市町村）

#### 啓発活動

●普及・啓発活動の実施（国、県、市町村）

#### 情報収集等

●国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供（国）

施行日：平成 28 年 4 月 1 日（施行後 3 年を目途に必要な見直し検討）

資料：愛知県健康福祉部作成（内閣府作成の資料をもとに加工して作成）

## 【愛知県障害者差別解消推進条例の概要】（図表 249）

この条例は、平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法の趣旨を、広く県民の皆様にも周知し、県民各層の差別の解消推進への気運を高め、県民一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進を図ることを目的として、基本理念を定め、その下に、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

### 1 基本理念

次の 4 つを基本理念として定めています。

- ◆ 全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを旨とすること。
- ◆ 全ての障害者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨とすること。
- ◆ 障害を理由とする差別の多くが障害者に対する理解の不足から生じていること及び誰もが障害者になる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。
- ◆ 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。

### 2 県、県民、事業者の責務

県の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施すること。</li> <li>・市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組むこと。</li> </ul>
県民の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。</li> </ul>
事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めること。</li> <li>・主務大臣が定める対応指針に即した適切な対応に努めること。</li> </ul>

### 3 差別の禁止

障害者差別解消法の規定に合わせ、障害を理由とする差別の禁止について、次のように定めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	<span style="color: red; font-size: 2em;">✖</span> 不当な差別的取扱いが禁止されます。	<span style="color: blue; font-size: 2em;">○</span> <b>法的義務</b> ：合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 <small>民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	<span style="color: red; font-size: 2em;">✖</span> 不当な差別的取扱いが禁止されます。	<span style="color: blue; font-size: 2em;">○</span> <b>努力義務</b> ：合理的配慮を行うよう努めなければなりません。 ※雇用の分野では障害者雇用促進法に基づき義務となります。

### 4 県の主な取組

相談及び紛争の防止等のための体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等からの障害を理由とする差別に関する相談に応じ、紛争の防止等を図ることができるよう、相談に対応するための窓口を設置する等必要な体制の整備を図ります。また、市町村が実施する相談業務を支援していきます。</li> </ul>
障害者差別解消支援地域協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法で任意設置とされている地域の関係機関等による協議会を組織し、必要な情報の交換、相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議を行います。</li> </ul>
啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、啓発活動を行います。</li> </ul>
助言、あっせん又は指導等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不当な差別的取扱いを受けた障害者等からの求めにより、知事が事業者への助言、あっせん、指導等を行います。また、知事がこれらを実施するに当たり、必要に応じて意見聴取を行うための調整委員会を設置します。</li> </ul>
職員対応要領の制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法では努力義務とされている、県が事務事業を行うに当たり、障害を理由とする差別の禁止に関して職員が遵守すべき要領の制定を、法には規定のない地方公営企業も含めて義務付け、その遵守を規定しています。</li> </ul>

### 5 施行日

公布の日（平成 27 年 12 月 22 日）

※ただし、職員対応要領の規定は、平成 28 年 1 月 1 日

事業者における障害を理由とする差別の禁止及び助言あっせん又は指導等の規定は、平成 28 年 4 月 1 日

---

## 5 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進

---

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して暮らすことができる地域生活を実現するためには、お互いに意思や感情を伝え合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会づくりに取り組まなければなりません。

お互いに意思や感情を伝え合うためには、手話や要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置など、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進が必要不可欠です。

しかし、**障害者権利条約**の採択や障害者基本法の一部改正により、手話が言語として位置付けられたものの、未だ、手話が言語であるとの認識が広く共有されているとはいえ、手話言語の普及のための取組を進めていく必要があります。

さらに、障害のある人が日常生活又は社会生活において意思疎通を図るためには、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用できることが欠かせませんが、その機会が十分に提供されていない状況があり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用しやすい環境づくりを進めていかなければなりません。

加えて、障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例に基づき、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮をする場合や、南海トラフ地震などの大規模災害発生時において、障害のある人の安全を確保するための措置を講ずる場合においても、障害の特性に応じたコミュニケーション手段による情報保障も重要となります。

このような状況の中で、本県では、平成28**(2016)**年10月に「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」（以下「手話言語・障害者コミュニケーション条例」という。）を制定しました。

手話言語・障害者コミュニケーション条例では、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について、基本理念を定め、県の責務、県民や事業者の役割、学校等の設置者の取組を明らかにしています。

県は、この条例に基づき、手話が言語であり、その背景にある文化を尊重した普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進を図るため、次のような取組を進めていきます。

なお、取組を進めるに当たっては、障害のある人や家族、支援者、関係団体など、手話を始めとする多様なコミュニケーションを実際に利用される方の意見を聞き、障害のある人に寄り添いながら進めるとともに、身近な地域において取組が広がるよう、専門的・広域的な観点から市町村の取組を支援するなど、市町村等関係機関との連携を図りながら進めていきます。

- 手話言語の獲得及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択について  
障害のある人が言語として手話を選択し、それを獲得できるよう、また、手話や要約筆記などの障害の特性に応じたコミュニケーション手段について、障害のある人が選択し、それを利用できるよう、支援者、関係団体等の協力のもと、市町村等との連携をより一層強化するとともに、リーフレットや県のホームページなどのあらゆる広報媒体を活用し、障害のある人やその家族に対し適切な情報提供に努めます。

- 啓発及び学習の機会の確保

県民が、手話が言語であるということの理解を深め、また、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用が障害のある人に欠かせないものであることを認識し、それを利用するよう、リーフレットの作成、シンポジウムやワークショップの開催などの普及啓発を行うとともに、企業、団体等の研修会への手話や要約筆記等の講師の派遣を始め、筆談や要約筆記講座の開催、発達障害の特性を理解する講座の開催など、県民の学習の機会の確保を図ります。

これに加え、手話の利用を必要とする幼児児童生徒等が通う学校等の設置者は、広く幼児児童生徒等に対し、手話言語の普及のための機会を提供するよう努めるとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする幼児児童生徒等が通う学校等の設置者は、教育に携わる教職員に対し、知識及び技能の向上のための研修を行うよう努めます。

また、多様な色覚を持つ様々な人に配慮して、**誰に対しても**情報が正確に伝わるよう、平成 30(2018)年 2 月に作成した、色の使い方や文字の形などに配慮するための「視覚情報のユニバーサルデザインガイドブック」について、**セミナーやワークショップを開催する(※)**などし、**行政機関及び民間事業者に対して**、その普及を図ります。

- 人材の養成等

手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員など、障害の特性に応じた**専門性の高い意思疎通**を支援する者を確保するために、手話通訳者養成研修、要約筆記者養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修**を実施するとともに、失語症者向け意思疎通支援者等養成研修を新たに実施し、失語症者向けの意思疎通を支援する者の確保に取り組んでいきます。(※)**

また、市町村及び関係団体と連携し、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員などの通訳業務の向上を図るため、地域・市町村間の情報共有を図ります。

**さらに、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員などの意思疎通を支援する者の確保及び定着を図るため、頸肩腕障害の早期発見と予防を目的とする健**

康診断及び健康管理講座を新たに実施し、処遇改善に取り組んでいきます。(※)

これに加え、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の発達や学習の困難さの解消を支援します。

#### ○ 情報の発信等

障害のある人が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、広報あいちの音声コード版の発行や点字広報、声の広報の発行を行うとともに、広報番組での字幕の付与や手話通訳者や要約筆記者の配置等を働きかけるなど、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報の発信に努めます。

これに加え、災害その他非常の事態の場合において必要な情報を取得することができるよう、市町村その他関係機関との連携、家族及び支援者等の協力により、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備を図ります。

#### ○ 事業者に対する協力

事業者が行う障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する活動を支援するため、企業・団体等への手話講師等派遣などにより、必要な情報の提供を行います。

#### ○ 調査の実施

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集等を行うため、必要な情報の収集等の調査を実施します。

## 【手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の概要】（図表 250）

この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、基本理念を定め、その下に、県の責務、県民、事業者の役割及び学校等の設置者の取組を明らかにしています。

（平成 28 年 10 月 18 日制定）

### 〈対象とするコミュニケーション手段〉

手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置等

### 〈基本理念〉

- 1 障害の有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識のもとに普及や利用の促進を行うこと。
- 2 手話が独自の体系を有する言語であり、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であることを認識して普及を行うこと。
- 3 コミュニケーション手段を利用することの重要性を認め、選択の機会の確保と利用の拡大が図られること。

### 〈各主体の責務と役割及び取組〉

#### ○県の責務

総合的な施策の策定・実施。市町村と連携した施策の推進。

#### ○県民の役割

基本理念に対する理解を深めるとともに、県の施策に協力するよう努めること。

#### ○事業者の役割

コミュニケーション手段の利用の促進のため、利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めること。

#### ○学校等の設置者の取組

障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する教職員の知識及び技能の向上のための研修に努めること。

### 〈県の取組〉

#### ○啓発及び学習の機会の確保

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発に努めます。

市町村、関係団体と協力し、コミュニケーション手段の学習の機会の確保に努めます。

#### ○人材の養成等

市町村、関係団体と協力し、意思疎通を支援する者の養成等を行うよう努めます。

#### ○情報の発信等

市町村等と連携し、災害時等におけるコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めます。

### 〈施行日〉

公布の日（平成 28 年 10 月 18 日）

---

## 6 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

---

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、県及び市町村はその支援を行うことが求められています。

また、それらの取組の際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害のある人等の安全確保につながるとともに、一方で、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要となります。

本県では、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の研修及び事業者への集団指導等の機会を通じて、地域と共にある事業所運営を事業者に対して働きかけていきます。

さらに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用者が安心してサービスを受けられるよう、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実を図るとともに、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害のある人への支援に従事できるようにするため、よりよい職場環境となるよう事業所管理者等に働きかけていきます。

本計画に記載した様々な取組については、今後施策化・事業化を目指すものも含まれており、市町村や愛知労働局などの関係行政機関、教育委員会等の教育関係機関、障害者団体やサービス事業者、医療関係機関など障害のある人の自立と社会参加に関わる関係者の御意見を聴きながら、「あいち はぐみんプラン 2015-2019」等、子育て支援関係施策とも連携・協働して進めていきます。

本計画の推進に当たっては、毎年度、各障害福祉サービスの実施状況、福祉施設等からの地域生活移行や一般就労への移行などについての状況を把握し、計画の進行管理を的確に行うことが必要です。

また、平成 23(2011)年の障害者基本法の改正及び障害者虐待防止法の制定、平成 24(2012)年の障害者自立支援法の改正による平成 25(2013)年からの障害者総合支援法の施行、平成 25(2013)年 6月に成立した障害者差別解消法等の整備による平成 26(2014)年 1月に障害者権利条約の批准、平成 28(2016)年 6月の発達障害者支援法の改正や障害者総合支援法、児童福祉法の改正など、近年、障害のある人等に関する法令の制定や改正が随時行われており、今後も、障害のある人等を取り巻く環境が大きく変化することが予想され、それを受けた対応が必要になってくると考えられます。

第4期計画では、改正された障害者基本法に基づき、愛知県障害者施策審議会で、県の障害者施策の実施状況を監視し、本計画の推進を図ってまいりました。

第5期計画期間においても、県の障害者施策の実施状況の監視機能が適切に発揮されるよう、成果目標については、各年度における実績を把握し、十分な報告を行い、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行います。これに加え、活動指標については、障害種別ごとに実績を把握し、成果目標にあわせて分析及び評価を行います。

さらに、障害者総合支援法に基づく愛知県障害者自立支援協議会にも計画の実績報告を行い、今後の計画の推進に向けた意見を聴くこととします。

これらの機関での審議をPDCAサイクルに組み込み、計画の着実な推進を図ります。

今後、分析・評価を実施し、必要があると認める時には、計画推進のための取組、さらには計画自体の見直し等の措置を講ずることとします。

## 用語説明一覧

### あ

#### 【愛知障害者職業センター（地域障害者職業センター）】

障害のある人の雇用を図るため、ハローワーク等と密接な連携を取りながら、障害のある人と事業主に対する職業リハビリテーションを実施しています。

### い

#### 【意思疎通支援事業】

障害のある人とない人の意思疎通を支援するため、平成 25(2013)年 4 月に施行された障害者総合支援法において、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成等を行う制度として「意思疎通支援」が規定されました。意思疎通を支援するための手段としては、聴覚障害のある人への手話通訳や要約筆記、盲ろう者への触手話や指点字等、視覚障害者への代読や代筆、知的障害や発達障害のある人とのコミュニケーション、重度の身体障害のある人に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達などがあります。

#### 【医療的ケア児】

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害のある子どものことです。

### え

#### 【NPO】

広義には、民間非営利組織を意味し、公益法人、社会福祉法人、学校法人等の法人格を有する団体のみでなく、ボランティア団体など法人格をもたない団体も含まれます。なお、狭義には、特定非営利活動促進法により、法人格を取得したボランティア団体を始めとする民間非営利団体のことをいいます。

### お

#### 【オストメイト】

大腸やぼうこうなどの病気治療のため外科手術により人工肛門や人工ぼうこうとなられた人のことです。

### き

#### 【基幹相談支援センター】

市町村が設置する地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、相談機能、権利擁護・虐待防止、地域移行支援・地域定着支援等の役割を持つものです。

#### 【協議会（障害者自立支援協議会）】

相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として地方公共団体が設置します（障害者総合支援法に基づく努力義務）。なお、「自立支援協議会」という名称は、現在は法に規定されたものではなく、地方自治体における固有名称となっています。

#### 【共同生活援助】

地域において共同生活を営むのに支障のない障害のある人に対して、主として夜間において共同生活を営む住居で相談や入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。一般的にはグループホームと呼ばれています。

### 【居宅介護】

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。ホームヘルプサービスと呼ばれています。

### 【居宅訪問型児童発達支援】

児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難である重度の障害のある子どもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

け

### 【計画相談支援】

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービスです。

こ

### 【高次脳機能障害】

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障害のことです。

### 【高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業】

名古屋市総合リハビリテーションセンターを本県の高次脳機能障害者への支援拠点とし、高次脳機能障害及びその関連障害に対する専門的な相談支援や、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い、高次脳機能障害及びその関連障害に対して適切な支援が提供される体制を整備することを目指した事業です。

### 【行動援護】

自己判断能力が制限されている障害のある人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行うサービスです。

こ

### 【サテライト型住居】

一人で暮らしたいという障害のある人のニーズに応えるため、平成26(2014)年4月から創設されました。

本体のグループホーム住居から概ね20分以内で移動することが可能な距離にサテライト型住居をグループホームの運営事業者が確保し、本体のグループホーム住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に相互に交流を図ることができるように、事業者は必要な支援を行います。

早期（原則3年以内）に一般住宅等への移行が可能であると見込まれる障害のある人が、サテライト型住居を利用できます。

### 【サービス等利用計画作成】

障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、指定相談支援事業者が、計画的なプログラムの作成等の支援を行うサービスです。

し

### 【施設入所支援】

施設に入所している障害のある人に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。対象者は、平日の日中は、日中活動のサービスを利用します。

### 【視聴覚障害者情報提供施設】

無料または低額な料金で、点字刊行物や視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物等の製作を行ったり、利用に供するとともに、点訳若しくは手話通訳等を行う者の養成・派遣、点字刊行物等の普及促進、視聴覚障害者に対する情報機器の貸出しや、相談等を行う施設を指します。点字図書館、点字出版施設および聴覚障害者情報提供施設があります。

### 【児童発達支援】

身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、未就学の障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練や相談など、通所による指導訓練等を行うサービスです。

### 【児童発達支援センター】

「児童発達支援」としての指導訓練等のほかに、地域の障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての機能を持つ施設を指します。  
なお、児童発達支援センターには、「福祉型」と「医療型」があり、「医療型児童発達支援センター」は、肢体不自由児や重症心身障害児に対し、必要な知識技能の付与等のほか、治療を行います。

### 【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

### 【就労継続支援（A型）】

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供するものです。

### 【就労継続支援（B型）】

一般企業等での就労が困難な障害のある人や、一定の年齢に達している障害のある人に一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。雇用契約は結びません。

### 【就労定着支援】

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問あるいは来所により、必要な連絡調整や指導・助言を行うサービスです（平成30(2018年)度からの新設サービス）。

### 【重症心身障害児】

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している子どものことです。

### 【重度障害者等包括支援】

介護の必要性がとて高い障害のある人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

### 【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者若しくは重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする障害のある人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

### 【障害者虐待防止法】

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」であり、平成 23(2011)年 6 月 24 日に公布され、平成 24(2012)年 10 月 1 日に施行されました。法律では、障害者虐待を、①養護者、②福祉施設従事者等、③使用者によるものと 3 つに分類し、i 身体的虐待、ii 性的虐待、iii 心理的虐待、iv ネグレクト、v 経済的虐待の 5 つの類型に規定しているほか、何人も虐待をしてはならないこと、虐待の防止に係る国及び地方公共団体の責務、虐待を発見した人の通報義務、対応の窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」の設置などが規定されています。

### 【障害者権利条約】

正式名称は「障害者の権利に関する条約」であり、国は平成 26(2014)年 1 月 20 日に批准し、条約の効力は平成 26(2014)年 2 月 19 日に発生しました。条約では、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止など、障害のある人の権利を実現するための措置などが規定されています。

### 【障害者差別解消法】

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」であり、平成 25(2013)年 6 月 26 日に公布され、平成 28(2016)年 4 月 1 日に全面施行。法律では、差別を解消するための措置として差別的取扱いの禁止（国・地方公共団体等・民間事業者：法的義務）や合理的配慮の不提供の禁止（国・地方公共団体等：法的義務／民間事業者：努力義務）及び差別を解消するための支援措置として啓発活動などが規定されています。

### 【障害者支援施設】

障害のある人に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設です。

### 【障害者試行雇用事業】

障害のある人を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れてもらうことにより、事業主に対して障害者雇用についての理解を促し、常用雇用への移行を進めることを目的としたもので、原則 3 か月の期間で、公共職業安定所が窓口となります。

### 【障害者就業・生活支援センター】

就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る機関であり、都道府県知事はその指定を行っています。

### 【障害者職業能力開発施設】

就職を希望する障害のある人が自己の能力に適応する職種について、必要な知識と技能を習得することにより、就職及び自立を容易にし、社会で活躍できるよう援助するための施設です。

### 【障害者総合支援法】

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」であり、平成 26 年 6 月 27 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日（一部は平成 26 年 4 月 1 日）に施行されました。法律では、障害者基本法の改正を踏まえて法律の基本理念を新たに規定するとともに、①障害者の範囲に難病を追加、②「障害程度区分」に代わる「障害支援区分」を創設、③重度訪問介護の対象を知的障害・精神障害に拡大、④ケアホームのグループホームへの一元化、⑤地域生活支援事業の必須事業として意思疎通支援を行う者の養成研修などが規定されています。

### 【障害児入所施設】

障害のある子どもに対して、障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行う入所施設です。

なお、障害児入所施設には、「福祉型」と「医療型」があり、「医療型障害児入所施設」は肢体不自由児や重症心身障害児、自閉症児に対し、必要な知識技能の付与等のほか、治療を行う施設を指します。

### 【障害福祉サービス】

障害者総合支援法においては、個別給付としての自立支援給付に係る諸サービスを示す用語として使われ、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、自立訓練（生活訓練・機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援（平成30(2018)年度～）、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）、自立生活援助（平成30(2018)年度～）、施設入所支援及びグループホームを指します。

### 【障害保健福祉圏域】

市町村の範囲を越えた障害者施策の広域的な実施や、障害者施設の地域バランスを考慮した配置を進めるため設定した区域。本県においては2次医療圏や老人福祉圏域と同じ11圏域としています。

### 【職業適応援助者】

一般に「ジョブコーチ」と呼ばれ、障害のある人と一緒に職場に入り、障害のある人が一人で作業できるよう作業遂行上の支援をしたり、安定した職業生活を送れるよう支援を行う人のことです。必要に応じて、事業所や家族に対しても提案・助言を行い、障害のある人・事業所・家族の架け橋となるような支援を行っています。平成17(2005)年10月から地域障害者職業センターにおいてジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、ジョブコーチ助成金を活用して支援ができるようになりました。

### 【自立訓練（機能訓練）】

障害のある人に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

### 【自立訓練（生活訓練）】

障害のある人に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

### 【自立生活援助】

障害者支援施設やグループホーム等を利用している人で、一人暮らしを希望する障害のある人に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や、訪問、電話、メール等による随時の対応により、必要な支援を行うサービスです（平成30(2018)度からの新設サービス）。

## せ

### 【生活介護】

常に介護を必要とする障害のある人に、主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。

### 【成年後見制度】

家庭裁判所で選任された成年後見人や保佐人等が、精神上的障害により判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行います。

## そ

### 【相談支援事業】

相談支援事業は基本相談支援（障害児（者）及び保護者からの相談、情報提供、連絡調整）、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、計画相談支援（サービス等利用計画を作成し、事業者などとの連絡調整）を行う事業となっています。

### 【相談支援従事者研修】

地域の相談支援体制の充実を図るため、障害のある人等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなどにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする研修です。

## た

### 【短期入所】

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人等が短期間、夜間も含め、施設へ入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスです。福祉型と医療型があります。

## ち

### 【地域移行支援】

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行うサービスです。

### 【地域生活支援事業】

地域の実情に応じて柔軟に行われることが望ましい事業として、相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援センター等の事業が地域生活支援事業として法定化されました。都道府県及び市町村が柔軟に事業を展開できるようになっています。

### 【地域生活支援支援拠点等】

グループホームや障害者支援施設、基幹相談支援センターなどを拠点として、障害のある人が地域で生活するため必要となる支援（①相談支援、②短期入所など緊急時の受け入れ・対応、③地域生活を体験する機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の機能を併せ持った施設（拠点施設を設けず複数機関に機能を分散する面的整備型もある。）。

### 【地域定着支援】

常時の連絡体制を確保し、障害の特性を原因として生じた緊急の事態等の相談などを行うサービスです。

## と

### 【同行援護】

視覚障害により移動が著しく困難な障害のある人の外出時に必要な代筆・代読を含む視覚的情報の支援や移動の援護等を行うサービスです。

### 【特別支援学校】

本県では、視覚障害者、聴覚障害者に対する教育を主として行う学校としてそれぞれ盲学校、ろう学校を、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を主として行う学校として知肢病特別支援学校を設置しています。

## の

### 【ノーマライゼーション】

障害のある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方で、障害者施策の根本理念です。

## は

### 【発達障害者支援センター運営事業】

自閉症等の発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として心身障害者コロニーに「あいち発達障害者支援センター」を設置しており、相談対応、療育・就労支援や、情報提供、施設職員等への研修、関係機関・団体との連絡調整を実施し、発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を目指した事業です。

## ふ

### 【福祉サービス第三者評価事業】

第三者評価機関が、福祉サービスの質を公正・適切に評価する体制作りを推進することにより、利用者の適切なサービス選択に資する情報提供及び福祉サービスの質の向上を目指す事業であり、具体的には、「愛知県福祉サービス第三者評価推進センター」を愛知県社会福祉協議会内に設置し、①第三者評価機関の認証の審査、②第三者評価基準の策定、③評価調査者養成研修を実施しています。

### 【福祉人材無料職業紹介事業】

福祉に関する人材の登録（求人・求職者）、職業紹介、情報提供等を行います。

### 【福祉ホーム】

住居を求めている障害のある人に、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与するところです。

## ほ

### 【保育所等訪問支援】

保育所等を現在利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用を促進するための事業です。

### 【放課後等デイサービス】

学校通学中（幼稚園、大学等を除く）の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するための通所事業所です。

### 【法定雇用率達成企業】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害のある人の雇用を達成した民間企業です。

## も

### 【盲ろう者】

目（視覚）と耳（聴覚）の両方に障害がある人のことをいいます。盲ろう者のコミュニケーション方法は、視覚及び聴覚の障害の程度や生育歴、他の障害との重複の仕方等によって様々であり、主には触手話や指文字、指文字、指文字、手書き文字などがあります。

**【療養介護】**

医療と常時介護を必要とする障害のある人に、主として昼間において病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。療養介護のうち、医療に係るものは、療養介護医療となります。

<参考資料 1>

◆第5期愛知県障害福祉計画 策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成 29 年 7 月 13 日	平成 29 年度第 1 回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ
平成 29 年 7 月 20 日	平成 29 年度第 1 回愛知県障害者自立支援協議会
平成 29 年 7 月 27 日	平成 29 年度第 1 回愛知県障害者施策審議会
平成 29 年 9 月 21 日	平成 29 年度第 2 回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ
平成 29 年 10 月 3 日～	市町村ヒアリング（障害福祉サービス等の見込量の照会等）
平成 29 年 11 月 24 日	平成 29 年度第 3 回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ
平成 29 年 12 月 14 日	平成 29 年度第 2 回愛知県障害者施策審議会
平成 30 年 1 月 24 日 ～2 月 23 日	第 5 期愛知県障害福祉計画（案）に対する県民意見提出制度 （パブリック・コメント制度）
平成 30 年 2 月 22 日	平成 29 年度第 2 回愛知県障害者自立支援協議会
平成 30 年 3 月 15 日	平成 29 年度第 3 回愛知県障害者施策審議会

## <参考資料 2>

### ◆愛知県障害者施策審議会

#### 1. 設置年月日

昭和 47 (1972) 年 3 月 29 日

#### 2. 設置の根拠

障害者基本法第 36 条

#### 3. 設置の目的

障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するとともに、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視するために設置された審議会

#### 4. 委員名簿 (平成 29 年 7 月 11 日現在)

(委員定数 20 名、敬称略、50 音順、◎は会長、※はワーキンググループ)

氏 名	所 属
井上 雄裕	愛知県精神障害者家族会連合会
宇佐美 崇法	豊田市役所臨時職員
太田 稔彦	豊田市長 (愛知県市長会副会長)
※岡田 ひろみ	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長
※加賀 時男	愛知県身体障害者福祉団体連合会会長
※河口 尚子	立命館大学生存学研究センター客員研究員
※川崎 純夫	愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会部会長
小樋 友里恵	愛知県知的障害者育成会
◎※高橋 脩	豊田市福祉事業団理事長
高橋 美絵	公募委員
※辻 直哉	公募委員
都築 裕之	愛知県セルフセンター副会長
※徳田 清純	愛知県精神障害者家族会連合会会長
徳田 万理子	愛知県弁護士会
※永田 雅子	名古屋大学心の発達支援研究実践センター教授
長谷 由香	愛知県重度障害者団体連絡協議会会長
野田 正治	愛知県医師会理事
※古家 千恵美	愛知県盲人福祉連合会
※牧野 昭彦	愛知県知的障害者育成会副会長
※水野 樹里	愛知県聴覚障害者協会事務局長

## 第5期愛知県障害福祉計画

平成 30(2018)年 3 月発行

愛知県健康福祉部障害福祉課

郵便番号 460-8501

住 所 名古屋市中区三の丸 3-1-2

電 話 052-954-6294(ダイヤルイン)

ファックス 052-954-6920